

全タク連発第2号
平成27年4月1日

協会長各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 富田昌孝

「タクシー業務適正化特別措置法第19条第1項に規定する登録実施機関の登録の基準等について」の一部改正について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記について、平成27年2月16日付け全タク連事務連絡により、パブリックコメントの募集が行われた旨、各都道府県協会宛に通知したところですが、今般、国土交通省自動車局長から全タク連に対し、別添のとおり通知がありましたので、了知されるとともに傘下会員に対し周知をお願い致します。

謹白

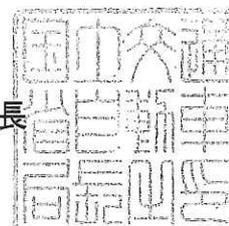
別添

国自旅第348号の2

平成27年3月30日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局長



「タクシー業務適正化特別措置法第19条第1項に規定する
登録実施機関の登録の基準等について」の一部改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。

国自旅第348号
平成27年3月30日

各地方運輸局長 あて
沖縄総合事務局長 あて

自動車局長

「タクシー業務適正化特別措置法第19条第1項に規定する
登録実施機関の登録の基準等について」の一部改正について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、「タクシー業務適正化特別措置法第19条第1項に規定する登録実施機関の登録の基準等について」（平成20年6月13日付け国自旅第86号）の一部を、別添のとおり改正したので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別紙のとおり通知したので申し添える。

○タクシー業務適正化特別措置法第19条第1項に規定する登録実施機関の登録の基準等について（平成20年6月13日付け自動車交通局長通達）

改 正 (案)	現 行
<p style="text-align: right;">別 紙</p> <p>タクシー業務適正化特別措置法第19条第1項に規定する登録実施機関の登録の基準等について</p> <p>第1 登録の申請 法第19条第1項に規定する登録実施機関の登録を受けようとする者は、登録事務等（法第4条から第12条まで（第9条を除く）、第14条から第17条まで、第18条の3及び第46条第2項にそれぞれ規定する事務をいう。以下同じ。）を行おうとする単位地域を管轄する地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下単に「地方運輸局長」という。）に対し、タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号。以下「施行規則」という。）第16条第1項各号に規定する事項を記載した様式第1の登録申請書に、施行規則第16条第2項各号に規定する書類を添付して、申請を行うものとする。</p> <p>第2 登録 1. 地方運輸局長は、登録申請書等の内容を審査し、登録の申請をした者が、第3の1.に規定する登録実施機関の登録の基準に適合していることを確認した上で、様式第2の登録実施機関登録簿に必要事項を記載することにより登録を行うものとする。 2. 地方運輸局長は、1.の審査の必要に応じて、登録を申請した者に対し、補足資料の提出及び補足説明を求めるものとする。 3. 地方運輸局長は、登録実施機関の登録を行ったときは、その旨を官報に公示するとともに、様式第3の登録通知書により登録実施機関に通知するものとする。</p> <p>第3 登録等の基準 1. 登録実施機関の登録の基準 次の(1)から(8)までに規定するすべての事項に適合するものであること。 (1) 原則として、申請に係る単位地域において、登録事務等の全部を行うものであること。ただし、登録事務等の全部を行わない場合には、その理由が合理的なものであると認められるものであること。 (2) 原則として、登録事務等を行う事務所の所在地が、申請に係る単位地域内に存するものであること。ただし、登録事務等を行う事務所が、申請に係る単位地域外のみに存する場合には、登録事務等の実施に支障がないと認められるものであること。 (3) 登録事務等を行うために必要な設備を有しており、当該設備を用いて公正</p>	<p style="text-align: right;">別 紙</p> <p>タクシー業務適正化特別措置法第19条第1項に規定する登録実施機関の登録の基準等について</p> <p>第1 登録の申請 法第19条第1項に規定する登録実施機関の登録を受けようとする者は、登録事務等（法第4条から第12条まで（第9条を除く）、第14条から第17条まで、第18条の3及び第46条第2項にそれぞれ規定する事務をいう。以下同じ。）を行おうとする指定地域を管轄する地方運輸局長（以下単に「地方運輸局長」という。）に対し、タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号。以下「施行規則」という。）第16条第1項各号に規定する事項を記載した様式第1の登録申請書に、施行規則第16条第2項各号に規定する書類を添付して、申請を行うものとする。</p> <p>第2 登録 1. 地方運輸局長は、登録申請書等の内容を審査し、登録の申請をした者が、第3の1.に規定する登録実施機関の登録の基準に適合していることを確認した上で、様式第2の登録実施機関登録簿に必要事項を記載することにより登録を行うものとする。 2. 地方運輸局長は、1.の審査の必要に応じて、登録を申請した者に対し、補足資料の提出及び補足説明を求めるものとする。 3. 地方運輸局長は、登録実施機関の登録を行ったときは、その旨を官報に公示するとともに、様式第3の登録通知書により登録実施機関に通知するものとする。</p> <p>第3 登録等の基準 1. 登録実施機関の登録の基準 次の(1)から(8)までに規定するすべての事項に適合するものであること。 (1) 原則として、申請に係る指定地域において、登録事務等の全部を行うものであること。ただし、登録事務等の全部を行わない場合には、その理由が合理的なものであると認められるものであること。 (2) 登録事務等を行う事務所の所在地が、申請に係る指定地域内に存するものであること。 (3) 登録事務等を行うために必要な設備を有しており、当該設備を用いて公正</p>

- に登録事務等を行うと認められるものであること。
- (4) 登録事務等に係る専任の管理者が置かれているものであること。
 - (5) 申請者が法第19条第3項各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないものであること。
 - (6) 法第23条の規定に基づき、登録事務等の開始前に、登録事務等の実施に関する規程を定め、地方運輸局長の認可を受ける予定であること。
 - (7) 法第24条に規定する登録諮問委員会を置く予定であること。
 - (8) 法第26条の規定に基づき、財務諸表等の備付け及び閲覧等を適切に行うと認められるものであること。

2. 登録実施機関の登録の更新の基準

1. の(1)から(5)までに規定するすべての事項に適合するものであること。

第4 その他

1. 登録の更新

- (1) 登録実施機関は、登録を受けた日から5年を経過する前に当該登録の更新を受けようとするときは、当該登録を受けた日から5年を経過する1か月前までに、地方運輸局長に対し、様式第4の登録の更新申請書を提出するものとする。
- (2) 地方運輸局長は、(1)の登録の更新申請書の提出を受けたときは、第3の2.に規定する登録実施機関の登録の更新の基準に適合していることを確認した上で、登録の更新を行うものとする。この場合、地方運輸局長は、様式第2の登録実施機関登録簿に必要事項を記載するものとする。
- (3) 地方運輸局長は、登録実施機関の登録の更新を行ったときは、様式第3により当該登録実施機関にその旨を通知するものとする。

2. 登録事項の変更

登録実施機関は、次の(1)から(4)に規定する事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、地方運輸局長に対し、様式第5の登録事項の変更届出書を提出するものとする。

- (1) 登録実施機関の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
- (2) 登録事務等を行う事務所の所在地
- (3) 登録事務等を行う事務所の名称
- (4) 事務所ごとの登録事務等を行う範囲

様式第1

〇〇運輸局長 あて

氏名又は名称
住 所
代表者又は管理人の氏名

- に登録事務等を行うと認められるものであること。
- (4) 登録事務等に係る専任の管理者が置かれているものであること。
 - (5) 申請者が法第19条第3項各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないものであること。
 - (6) 法第23条の規定に基づき、登録事務等の開始前に、登録事務等の実施に関する規程を定め、地方運輸局長の認可を受ける予定であること。
 - (7) 法第24条に規定する登録諮問委員会を置く予定であること。
 - (8) 法第26条の規定に基づき、財務諸表等の備付け及び閲覧等を適切に行うと認められるものであること。

2. 登録実施機関の登録の更新の基準

1. の(1)から(5)までに規定するすべての事項に適合するものであること。

第4 その他

1. 登録の更新

- (1) 登録実施機関は、登録を受けた日から5年を経過する前に当該登録の更新を受けようとするときは、当該登録を受けた日から5年を経過する1か月前までに、地方運輸局長に対し、様式第4の登録の更新申請書を提出するものとする。
- (2) 地方運輸局長は、(1)の登録の更新申請書の提出を受けたときは、第3の2.に規定する登録実施機関の登録の更新の基準に適合していることを確認した上で、登録の更新を行うものとする。この場合、地方運輸局長は、様式第2の登録実施機関登録簿に必要事項を記載するものとする。
- (3) 地方運輸局長は、登録実施機関の登録の更新を行ったときは、様式第3により当該登録実施機関にその旨を通知するものとする。

2. 登録事項の変更

登録実施機関は、次の(1)から(4)に規定する事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、地方運輸局長に対し、様式第5の登録事項の変更届出書を提出するものとする。

- (1) 登録実施機関の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
- (2) 登録事務等を行う事務所の所在地
- (3) 登録事務等を行う事務所の名称
- (4) 事務所ごとの登録事務等を行う範囲

様式第1

〇〇運輸局長 あて

氏名又は名称
住 所
代表者又は管理人の氏名

タクシー業務適正化特別措置法第19条第1項に規定する
登録実施機関の登録申請書

タクシー業務適正化特別措置法第19条第1項に規定する登録実施機関の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 登録事務等を行おうとする単位地域の名称
2. 登録事務等を行おうとする事務所の所在地
3. 登録事務等を行おうとする事務所の名称
4. 事務所ごとに登録事務等を行おうとする範囲

〔・法第4条から第12条まで（第9条を除く。）までに規定する事務
・法第14条から第17条までに規定する事務
・法第18条の3に規定する事務
・法第46条第2項に規定する事務
のように記載する。〕

5. 登録事務等の開始予定日

(次の書類を添付するものとする)

- 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人でない団体の場合はこれらに準ずる書類）
- 役員の名簿及び履歴書（法人でない団体の場合は代表者又は管理人の履歴書）
- 法第19条第2項各号に掲げる要件のすべてに適合する旨を証する書類
 - ・登録事務等を行うための設備について記載した書類
 - ・専任の管理者及び登録事務等を行う体制について記載した書類
- 法第19条第3項各号のいずれにも該当しない旨を証する書類
 - ・申請者及びその役員が法第19条第3項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

様式第2

登録実施機関登録簿

登録年月日	平成	年	月	日	登録番号
-------	----	---	---	---	------

タクシー業務適正化特別措置法第19条第1項に規定する
登録実施機関の登録申請書

タクシー業務適正化特別措置法第19条第1項に規定する登録実施機関の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 登録事務等を行おうとする指定地域の名称
2. 登録事務等を行おうとする事務所の所在地
3. 事務所ごとに登録事務等を行おうとする範囲

〔・法第4条から第12条まで（第9条を除く。）までに規定する事務
・法第14条から第17条までに規定する事務
・法第18条の3に規定する事務
・法第46条第2項に規定する事務
のように記載する。〕

4. 登録事務等の開始予定日

(次の書類を添付するものとする)

- 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人でない団体の場合はこれらに準ずる書類）
- 役員の名簿及び履歴書（法人でない団体の場合は代表者又は管理人の履歴書）
- 法第19条第2項各号に掲げる要件のすべてに適合する旨を証する書類
 - ・登録事務等を行うための設備について記載した書類
 - ・専任の管理者及び登録事務等を行う体制について記載した書類
- 法第19条第3項各号のいずれにも該当しない旨を証する書類
 - ・申請者及びその役員が法第19条第3項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

様式第2

登録実施機関登録簿

登録年月日	平成	年	月	日	登録番号
-------	----	---	---	---	------

登録実施機関	氏名又は名称	
	住 所	
	代表者又は 管理人の氏名	
登録事務等の開始（予定）日		平成 年 月 日
（最新の）登録の更新年月日		平成 年 月 日

登録事務等を行う事務所

①	事務所の名称	
	事務所の所在地	
	登録事務等を行う範囲	
②	事務所の名称	
	事務所の所在地	
	登録事務等を行う範囲	

様式第3

平成 年 月 日

登録実施機関 あて

登録実施機関	氏名又は名称	
	住 所	
	代表者又は 管理人の氏名	
登録事務等の開始（予定）日		平成 年 月 日
（最新の）登録の更新年月日		平成 年 月 日

登録事務等を行う事務所

①	事務所の名称	
	事務所の所在地	
	登録事務等を行う範囲	
②	事務所の名称	
	事務所の所在地	
	登録事務等を行う範囲	

様式第3

平成 年 月 日

登録実施機関 あて

〇〇運輸局長

登録実施機関の登録（の更新）通知書

平成 年 月 日付けにて〔申請者名〕より提出された登録実施機関の登録（の更新）の申請については、下記のとおり登録（の更新）を行ったので通知する。

記

1. 登録（の更新）年月日
2. 登録番号
3. 登録実施機関の名称
4. 登録事務等を行う単位地域の名称

様式第4

〇〇運輸局長 あて

登録実施機関の名称
住 所
代表者又は管理人の氏名

登録実施機関の登録の更新申請書

平成 年 月 日に受けた登録実施機関の登録について、その更新を受けたいので、タクシー業務適正化特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 登録事務等を行おうとする単位地域の名称

〇〇運輸局長

登録実施機関の登録（の更新）通知書

平成 年 月 日付けにて〔申請者名〕より提出された登録実施機関の登録（の更新）の申請については、下記のとおり登録（の更新）を行ったので通知する。

記

1. 登録（の更新）年月日
2. 登録番号
3. 登録実施機関の名称
4. 登録事務等を行う指定地域の名称

様式第4

〇〇運輸局長 あて

登録実施機関の名称
住 所
代表者又は管理人の氏名

登録実施機関の登録の更新申請書

平成 年 月 日に受けた登録実施機関の登録について、その更新を受けたいので、タクシー業務適正化特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 登録事務等を行おうとする指定地域の名称

2. 登録事務等を行おうとする事務所の所在地

3. 登録事務等を行おうとする事務所の名称

4. 事務所ごとに登録事務等を行おうとする範囲

- ・法第4条から第12条まで（第9条を除く。）までに規定する事務
 - ・法第14条から第17条までに規定する事務
 - ・法第18条の3に規定する事務
 - ・法第46条第2項に規定する事務
- のように記載する。

(次の書類を添付するものとする)

- 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人でない団体の場合はこれらに準ずる書類）
- 役員の名簿及び履歴書（法人でない団体の場合は代表者又は管理人の履歴書）
- 法第19条第2項各号に掲げる要件のすべてに適合する旨を証する書類
 - ・登録事務等を行うための設備について記載した書類
 - ・専任の管理者及び登録事務等を行う体制について記載した書類
- 法第19条第3項各号のいずれにも該当しない旨を証する書類
 - ・申請者及びその役員が法第19条第3項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

様式第5

〇〇運輸局長 あて

登録実施機関の名称
住 所
代表者又は管理人の氏名

登録実施機関の登録事項の変更届出書

登録実施機関の登録事項について変更したいので、タクシー業務適正化特別措置法第22条の規定に基づき下記のとおり届出します。

2. 登録事務等を行おうとする事務所の所在地

3. 事務所ごとに登録事務等を行おうとする範囲

- ・法第4条から第12条まで（第9条を除く。）までに規定する事務
 - ・法第14条から第17条までに規定する事務
 - ・法第18条の3に規定する事務
 - ・法第46条第2項に規定する事務
- のように記載する。

(次の書類を添付するものとする)

- 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人でない団体の場合はこれらに準ずる書類）
- 役員の名簿及び履歴書（法人でない団体の場合は代表者又は管理人の履歴書）
- 法第19条第2項各号に掲げる要件のすべてに適合する旨を証する書類
 - ・登録事務等を行うための設備について記載した書類
 - ・専任の管理者及び登録事務等を行う体制について記載した書類
- 法第19条第3項各号のいずれにも該当しない旨を証する書類
 - ・申請者及びその役員が法第19条第3項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

様式第5

〇〇運輸局長 あて

登録実施機関の名称
住 所
代表者又は管理人の氏名

登録実施機関の登録事項の変更届出書

登録実施機関の登録事項について変更したいので、タクシー業務適正化特別措置法第22条の規定に基づき下記のとおり届出します。

記

1. 変更しようとする事項
 - ・登録実施機関の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
 - ・登録事務等を行う事務所の所在地
 - ・登録事務等を行う事務所の名称
 - ・事務所ごとの登録事務等を行う範囲
2. 変更しようとする期日

附 則（平成27年3月30日国自旅第348号改正）

- 1 改正後の通達は、平成27年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
- 2 1にかかわらず、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第83号）附則第9条の規定に基づく申請については、平成27年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

記

1. 変更しようとする事項
 - ・登録実施機関の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
 - ・登録事務等を行う事務所の所在地
 - ・登録事務等を行う事務所の名称
 - ・事務所ごとの登録事務等を行う範囲
2. 変更しようとする期日

タクシー業務適正化特別措置法第19条第1項に規定する 登録実施機関の登録の基準等について

第1 登録の申請

法第19条第1項に規定する登録実施機関の登録を受けようとする者は、登録事務等（法第4条から第12条まで（第9条を除く）、第14条から第17条まで、第18条の3及び第46条第2項にそれぞれ規定する事務をいう。以下同じ。）を行おうとする単位地域を管轄する地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下単に「地方運輸局長」という。）に対し、タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号。以下「施行規則」という。）第16条第1項各号に規定する事項を記載した様式第1の登録申請書に、施行規則第16条第2項各号に規定する書類を添付して、申請を行うものとする。

第2 登録

1. 地方運輸局長は、登録申請書等の内容を審査し、登録の申請をした者が、第3の1. に規定する登録実施機関の登録の基準に適合していることを確認した上で、様式第2の登録実施機関登録簿に必要事項を記載することにより登録を行うものとする。
2. 地方運輸局長は、1. の審査の必要に応じて、登録を申請した者に対し、補足資料の提出及び補足説明を求めるものとする。
3. 地方運輸局長は、登録実施機関の登録を行ったときは、その旨を官報に公示するとともに、様式第3の登録通知書により登録実施機関に通知するものとする。

第3 登録等の基準

1. 登録実施機関の登録の基準

次の(1)から(8)までに規定するすべての事項に適合するものであること。

- (1) 原則として、申請に係る単位地域において、登録事務等の全部を行うものであること。ただし、登録事務等の全部を行わない場合には、その理由が合理的なものであると認められるものであること。
- (2) 原則として、登録事務等を行う事務所の所在地が、申請に係る単位地域内に存するものであること。ただし、登録事務等を行う事務所が、申請に係る単位地域外のみ存する場合には、登録事務等の実施に支障がないと認められるものであること。
- (3) 登録事務等を行うために必要な設備を有しており、当該設備を用いて公正に登録事務等を行うと認められるものであること。
- (4) 登録事務等に係る専任の管理者が置かれているものであること。
- (5) 申請者が法第19条第3項各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないものであること。
- (6) 法第23条の規定に基づき、登録事務等の開始前に、登録事務等の実施に関する

規程を定め、地方運輸局長の認可を受ける予定であること。

(7) 法第24条に規定する登録諮問委員会を置く予定であること。

(8) 法第26条の規定に基づき、財務諸表等の備付け及び閲覧等を適切に行うと認められるものであること。

2. 登録実施機関の登録の更新の基準

1. の(1)から(5)までに規定するすべての事項に適合するものであること。

第4 その他

1. 登録の更新

(1) 登録実施機関は、登録を受けた日から5年を経過する前に当該登録の更新を受けようとするときは、当該登録を受けた日から5年を経過する1か月前までに、地方運輸局長に対し、様式第4の登録の更新申請書を提出するものとする。

(2) 地方運輸局長は、(1)の登録の更新申請書の提出を受けたときは、第3の2. に規定する登録実施機関の登録の更新の基準に適合していることを確認した上で、登録の更新を行うものとする。この場合、地方運輸局長は、様式第2の登録実施機関登録簿に必要事項を記載するものとする。

(3) 地方運輸局長は、登録実施機関の登録の更新を行ったときは、様式第3により当該登録実施機関にその旨を通知するものとする。

2. 登録事項の変更

登録実施機関は、次の(1)から(4)に規定する事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、地方運輸局長に対し、様式第5の登録事項の変更届出書を提出するものとする。

(1) 登録実施機関の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名

(2) 登録事務等を行う事務所の所在地

(3) 登録事務等を行う事務所の名称

(4) 事務所ごとの登録事務等を行う範囲

〇〇運輸局長 あて

氏名又は名称
住 所
代表者又は管理人の氏名

タクシー業務適正化特別措置法第 19 条第 1 項に規定する
登録実施機関の登録申請書

タクシー業務適正化特別措置法第 19 条第 1 項に規定する登録実施機関の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 登録事務等を行おうとする単位地域の名称
2. 登録事務等を行おうとする事務所の所在地
3. 登録事務等を行おうとする事務所の名称
4. 事務所ごとに登録事務等を行おうとする範囲

・ 法第 4 条から第 12 条まで（第 9 条を除く。）までに規定する事務
・ 法第 14 条から第 17 条までに規定する事務
・ 法第 18 条の 3 に規定する事務
・ 法第 46 条第 2 項に規定する事務
のように記載する。

5. 登録事務等の開始予定日

（次の書類を添付するものとする）

- 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人でない団体の場合はこれらに準ずる書類）
- 役員の名簿及び履歴書（法人でない団体の場合は代表者又は管理人の履歴書）
- 法第 19 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてに適合する旨を証する書類
 - ・ 登録事務等を行うための設備について記載した書類
 - ・ 専任の管理者及び登録事務等を行う体制について記載した書類
- 法第 19 条第 3 項各号のいずれにも該当しない旨を証する書類
 - ・ 申請者及びその役員が法第 19 条第 3 項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

登録実施機関登録簿

登録年月日	平成 年 月 日	登録番号	
登録実施機関	氏名又は名称		
	住 所		
	代表者又は 管理人の氏名		
登録事務等の開始（予定）日	平成 年 月 日		
（最新の）登録の更新年月日	平成 年 月 日		

登録事務等を行う事務所

①	事務所の名称	
	事務所の所在地	
	登録事務等を行う範囲	
②	事務所の名称	
	事務所の所在地	
	登録事務等を行う範囲	

平成 年 月 日

登録実施機関 へ

〇〇運輸局長

登録実施機関の登録（の更新）通知書

平成 年 月 日付けにて〔申請者名〕より提出された登録実施機関の登録（の更新）の申請については、下記のとおり登録（の更新）を行ったので通知する。

記

1. 登録（の更新）年月日
2. 登録番号
3. 登録実施機関の名称
4. 登録事務等を行う単位地域の名称

〇〇運輸局長 あて

登録実施機関の名称
住 所
代表者又は管理人の氏名

登録実施機関の登録の更新申請書

平成 年 月 日に受けた登録実施機関の登録について、その更新を受けたいので、タクシー業務適正化特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 登録事務等を行おうとする単位地域の名称
2. 登録事務等を行おうとする事務所の所在地
3. 登録事務等を行おうとする事務所の名称
4. 事務所ごとに登録事務等を行おうとする範囲

・ 法第 4 条から第 12 条まで（第 9 条を除く。）までに規定する事務
・ 法第 14 条から第 17 条までに規定する事務
・ 法第 18 条の 3 に規定する事務
・ 法第 46 条第 2 項に規定する事務
のように記載する。

（次の書類を添付するものとする）

- 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人でない団体の場合はこれらに準ずる書類）
- 役員の名簿及び履歴書（法人でない団体の場合は代表者又は管理人の履歴書）
- 法第 19 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてに適合する旨を証する書類
 - ・ 登録事務等を行うための設備について記載した書類
 - ・ 専任の管理者及び登録事務等を行う体制について記載した書類
- 法第 19 条第 3 項各号のいずれにも該当しない旨を証する書類
 - ・ 申請者及びその役員が法第 19 条第 3 項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

〇〇運輸局長 あて

登録実施機関の名称
住 所
代表者又は管理人の氏名

登録実施機関の登録事項の変更届出書

登録実施機関の登録事項について変更したいので、タクシー業務適正化特別措置法第22条の規定に基づき下記のとおり届出します。

記

1. 変更しようとする事項

- ・登録実施機関の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
- ・登録事務等を行う事務所の所在地
- ・登録事務等を行う事務所の名称
- ・事務所ごとの登録事務等を行う範囲

2. 変更しようとする期日

附 則（平成27年3月30日国自旅第348号）

- 1 改正後の通達は、平成27年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
- 2 1にかかわらず、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第83号）附則第9条の規定に基づく申請については、平成27年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。